

### 労働安全衛生法の改正（2014年）にもとづく

## 「ストレスチェック制度」について

### 1. 「ストレスチェック」の目的

- ◇一次予防（セルフケア）  
本人のストレスへの気づきと対処の支援
- ◇職場環境の現状把握、改善（ラインケア）
- ◇二次予防（メンタルヘルス不調の早期発見と対応）



### 2. 「ストレスチェック」の特徴

- ◇健康診断や長時間労働者の面接指導と異なり、本人の同意の基で行われる
- ◇結果を事業者に非通知の方式とすること
- ◇実施者は産業医等が望ましいが、一定の研修を受けた看護職や精神保健福祉士、公認心理士等も実施できること
- ◇労働者に受診義務がないこと

IMH 研究所も  
実施可

### 3. 「ストレスチェック」の具体的留意点

- ◇50人以上の事業所は法的に義務として必ず実施しなければならない  
また、1年以内ごとに1回以上実施する
- ◇労働者に対する人事権を持つ者は、実施者にはなれない
- ◇「ストレスチェック」項目に  
①仕事のストレス要因 ②心身のストレス反応 ③周囲のサポート  
の3領域に関する項目を含まなければならない
- ◇各企業が独自に項目を選定してもよいが、国が示す「職業性ストレス簡易調査票」を活用することが適当
- ◇労働者に受診義務はないが、事業者による労働者の「受診の有無」の把握と「受診勧奨」については、不利益取扱いがないことを前提に可能
- ◇結果の通知は以下を盛り込むことが望ましい

\* 個人のストレスチェック結果

\* セルフケアのためのアドバイス

\* 事業者への面接指導の申し出方法

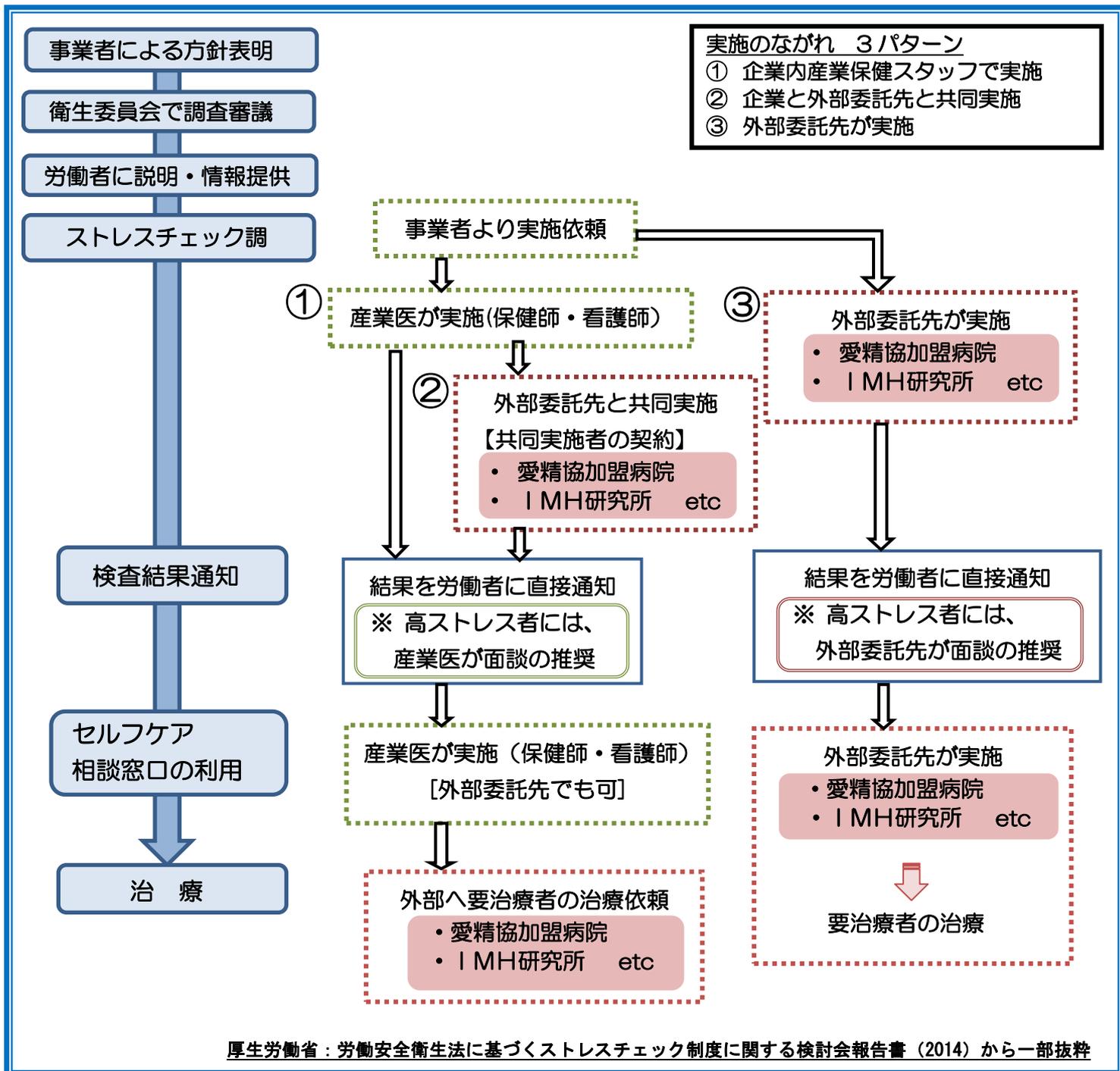
\* 事業者外の相談可能な窓口に関する情報提供

#### ◇結果通知後の対応

- \* 医師による面接指導の申出の勧奨
- \* 保健師、看護師等による相談対応



## 4. 「ストレスチェック」実施のながれ



## 5. IMH研究所の「ストレスチェック」の特徴

### ◎職場に実用的なフィードバックができる！！

発生予防、早期対応のために、従業員に対する臨床心理士の個別フィードバック、フォロー面談、管理者への各部署の特徴をフィードバックしています

### ◎「ストレスチェック」後のフォローアップ体制が充実！！

従業員に対する臨床心理士の職場カウンセリング、上司のご相談も応じます。必要に応じて復職支援として入院から職場復帰、その後の再発予防までフォローアップします

お気軽にお問合せ下さい！！

### ～こころの健康相談のご案内～

IMH研究所の臨床心理士が月に1回企業へ訪問しています。困ったこと、ちょっとした悩みでも大丈夫ですので、企業窓口へ予約を取って下さいね。